多面的機能支払交付金のあらまし



平成29年4月

松阪市

もくじ

はじめに・・・・・・・・・・P1
1. 多面的機能支払交付金の構成 · · · · · P1
2. 多面的機能支払交付金の交付単価 · · · · P2
3. 支援の対象となる組織 · · · · · · · P3
4. 対象活動 • • • • • • • • • • P4
5. 対象となる農用地 • • • • • • • P9
6. 活動の手順 ・・・・・・・・・P10
7. 交付ルート・・・・・・・・・P10
8. 事務処理と交付金の活用法 ・・・・・・P11
9. Q&A • • • • • • • • • • • • P12
10. 問い合わせ先・・・・・・・・P14

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等 の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機 能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障 が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地 域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同 活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これによ り、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、 担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同 活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金 から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 支援対象 |・植栽による景観形成、ビオトープづくり
 - ・施設の長寿命化のための活動



2. 多面的機能支払交付金の交付単価(上限単価)

(円/10a)

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動 ^{※1、2、3})	①と②に取り組む 場合
田	3,000	2,400 (1,800)	5,400 (4,800)
畑※6	2,000	1,440 (1,080)	3,440 (3,080)
草地 250		240 (180)	490 (430)

③資源向上支払 (長寿命化 ^{※4})	①、②及び③に取り 組む場合※5
4,400	9,200
2,000	5,080
400	830

○地域資源保全プランの策定:50万円/組織 ○組織の広域化・体制強化:40万円/組織

- ※1:農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払の取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額(()書き単価)となります。
- ※2:②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本となります。
- ※3:多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。
- ※4:水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新を実施します。
- ※5:本単価は、交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価5/6を乗じた額になります。

- ※6:②及び③に一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額(()書き単価)となります。 したがって、①、②及び③に一緒に取り組む場合、田では合計で9,200円/10aとなる。
- ※7:事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。
- ※8:畑には樹園地を含みます。

3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す**活動組織、また**は広域活動組織[※]のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

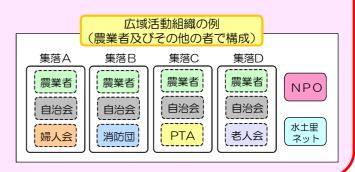
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、 団体など)で構成される活動組織

広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織





活動組織の例

農業者

牛産

法人

地域住民,

自治会

水土里ネット

農業者

地域住民

参加型/

都市・農村

交流型

(消防団

水土里ネット

都市住民

水土里ネット

(NPC

資源向上支払交付金

〇共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織 または広域活動組織

- ○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化 農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織
- 〇地域資源保全プランの策定 農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 40万円/組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上を有していることが基本です。なお、県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

4. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動(①) 及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動(②) を支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。(実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断します。)



※研修は、活動期間中に1回以上実施



②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した 保全管理の目標の設定

保全管理の内容や方向の設定

推進活動^{※1} の実践 地域資源保全管 理構想^{※2}の策定

- ※1 推進活動の例(毎年度実施)
 - ・農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
 - 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
 - ・地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等
- ※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

地域資源の基礎的保全活動の内訳

	活動項目		活動項目	主な取組	
				【農用地】	
				遊休農地等の発生状況の把握	
	点検計画策定			【水路(開水路・パイプライン)】	
		_E+4	_	施設の点検	
		点検		【農道】	
				施設の点検	
				【ため池(管理道路含む)】	
				施設の点検	
		年度	計画の策定	年度活動計画の策定	
			①遊休農地発生防止のた めの保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理	
地	或資原の基楚的呆全舌:	農地	②畦畔・農用地法面・防 風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り、防風林の枝払い・下草の草刈り	
資			③施設の適正管理	鳥獣害防護柵の適正管理、防風ネットの適正管理	
源の			④異常気象の対応	異常気象の見回り、異常気象後の応急処置	
基礎			①水路の草刈り	水路の草刈り、ポンプ場、調整施設用の草刈り	
的保			②水路の泥上げ	水路の泥上げ、ポンプの給水槽等の泥上げ	
全活動		主実動	水路	③付帯施設の適正管理 	かんがい期前の注油、ゲート類の保守管理、遮光施設の 適正管理
	活動		④異常気象の対応	異常気象の見回り、異常気象後の応急処置	
	173		①路肩・法面の草刈り	路肩・法面の草刈り	
	_		農道	②側溝の泥上げ	側溝の泥上げ
				③付帯施設の適正管理	砂利の補充
			④異常気象の対応	異常気象の見回り、異常気象後の応急処置	
		ため池	①ため池の草刈り	ため池の草刈り	
			②ため池の泥上げ	ため池の泥上げ	
			③付帯施設の適正管理 	かんがい期前の清掃・除塵、管理道路の管理、遮光施設の適正 管理、ゲート類の保守管理	
			④異常気象の対応	異常気象の見回り、異常気象後の応急処置	
	研修			活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	

資源向上支払交付金(共同活動)

水路、農道等の施設の軽微な補修(①)、農村環境保全活動(②)及び多面的機能の増進を図る活動(③)を支援します。

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。 「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。





年度計画の策定

機能診断



施設の機能診断

実践活動(例)



水路のひび割れ補修



多 農道の部分補修

研修(例)



補修等に関する研修

※研修は、活動期間中に 1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して 毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定



年度計画の策定

啓発・普及(例)



地域住民との交流活動

実践活動(例)



水質調査



グリーンベルトの設置



植栽活動

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく、下記の<u>a~hの活動を毎年度実施</u>%1します。 なお、<u>平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a~hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施%2します。</u>

a: 遊休農地の有効活用

地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動

c: 地域住民による直営施工

農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動

e:農村環境保全活動の幅広い展開

農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動

b:農地周りの共同活動の強化

鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの の藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利 用や地域環境の改善のための活動

d:防災・減災力の強化

水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動

f:医療・福祉との連携

地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保 全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、 地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動

g:農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動

h: a~gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動

i: 広報活動

- ※1 直ちにa~hのいずれかの活動に取り組めない組織については、資源向上支払交付金(共同活動)の交付単価は 5/6を乗じた額になります。
- ※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

地域資源の質的向上を図る共同活動の内訳(1/2)

		活動項目		主な取組	
	機能診断・	機能診断		【農用地、水路(開水路・パイプライン)、農道、 ため池(管理道路含む)】	
	計画策			施設等の機能診断、診断結果の記録管理	
	定	年度計画の策定		年度活動計画の策定	
		①畦畔・農用地法面等		農用地法面の初期補修、畦畔の再構築	
		農妇	②施設	暗渠施設の清掃、農用地の徐れき、鳥獣害防護柵の補修・設置、 防風ネットの補修	
				きめ細やかな雑草対策	
		水路		水路側壁のはらみ修正、目地詰め、表面劣化に対するコーティング等、不同沈下に対する早期対応	
地				側壁の裏込材の充填、水路畦畔の補修、水路に付着した藻等の除 去、水路法面の初期補修	
域資				破損施設の補修、パイプ内の清掃、きめ細やかな雑草対策	
源	実			給水栓ボックス基礎部の補強、破損施設の補修	
の基礎的	践活動			②付帯施設	給水栓に対する凍結防止対策、空気弁等への腐食防止剤の塗布等
保全活動		農	①農道	路肩、法面の初期補修、軌道等の運搬施設の補修、破損施設の補 修、きめ細やかな雑草対策	
±/J		道	②付帯施設	側溝の目地詰め、側溝の不同沈下への早期対応、側溝の裏込材の 充填、破損施設の補修	
		ため池	たの堤体	遮水シートの補修、コンクリート構造物の目地詰め、コンクリート構造物の表面劣化への対応	
			め · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	堤体侵食の早期補修、破損施設の補修、きめ細やかな雑草対策	
			②付帯施設	破損施設の補修	
		機能診断・補修技術等の研修		活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	
	研修			老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	
				農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	

地域資源の質的向上を図る共同活動の内訳(2/2)

	T		主な取組	
	計画策	a 生態系保全	生物多様性保全計画の策定	
		b 水質保全	水質保全計画の策定、農地の保全に係る計画の策定	
		c 景観形成·生活環境保全	景観形成・生活環境保全計画の策定	
			水田貯留機能増進に係る地域計画の策定、地下水かん養に係る 地域計画の策定	
		e 資源循環	資源循環に係る地域計画の策定	
		啓発・普及	【広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、 啓発活動(有識者の指導、勉強会等)】	
	啓		広報活動、啓発運動	
	_ 発 •		【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関との連携】	
	普 及		地域住民等との交流活動、学校教育等との連携、行政機関 等との連携	
		ľ	【地域内の規制等の取り決め】	
			地域内の規制等の取り決め	
農村	a 生態系	a 生態系保全	生物の生息状況の把握、生物多様性保全に配慮した施設の適正管理、水田を活用した生息環境の提供	
環境保全			生物の生活史を考慮した適正管理、放流・植栽を通じた在来生物の育成、外来種の駆除	
活			希少種の監視	
到			水質保全を考慮した施設の適正管理、水田からの排水(濁水)管理、循環かんがいの実施	
	実践活動	b 水質保全	非かんがい期における通水、水質モニタリングの実施・記録管理、排水路沿いの林地帯等の適正管理	
显			沈砂池の適正管理、土壌流出防止のためのグリーンベルト等の 適正管理	
	±/J		管理作業の省力化による水資源の保全	
			農業用水の地域用水としての利用・管理、景観形成のための施 設への植栽等	
			農用地等を活用した景観形成活動、伝統的施設や農法の保全・ 実施、農用地からの風塵の防止活動	
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	
			水田の貯留機能向上活動、水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全	
		e 資源循環	地域資源の活用・資源循環のための活動	

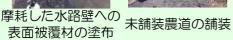
資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

老朽化が進む農地周りの農業用用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・ 更新等の活動を支援します。

水路、農道等の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動を実施します。

補修(例)









漏水箇所の補修





コンクリート水路の更新 ゲート・バルブの更新

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」 「施設の長寿命化に取り組むための計画を作りたい」

という場合には、以下の活動が実施できます。

組織の広域化・体制強化

- ① 広域活動組織の設立
- ② 組織の特定非営利活動法人化 を支援します。

(40万円/組織)

地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する施設の長寿命 化対策の計画的な推進等を図る「地域資 源保全プラン」の策定を支援します。 (50万円/組織)

5. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※
- ※ ②については、以下の(a),(b),(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性 等を踏まえて、県知事が実施要綱に基づく基本方針にその考え方を記載することができます。
 - (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
 - (b) 地方自治体の契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
 - ②の詳細については、松阪市にお問い合わせください。

資源向上支払交付金(共同活動)

農振農用地区域内の農用地

資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

農振農用地区域内の農用地

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

【新規組織】

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画(原則5年間)を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、松阪市へ申請を行います。

(事業計画の認定申請書の提出は4月初旬です。)

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織

- 事業計画書
- •活動計画書
- 活動組織規約
- ・工事に関する確認書(※)

広域活動組織

- 事業計画書
- •活動計画書
- 広域協定書
- 運営委員会規則
- ・工事に関する確認書(※)

(※) 資源向上支払において土地改良区等松阪市以外の者が所有または管理する施設を活動の対象と する場合は提出する必要があります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、松阪市に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動 を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、松阪市に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から三重県、三重県から松阪市に交付され、活動組織又は広域活動組織には松阪市から交付されます。



8. 事務処理と交付金の弾力的な活用

事務処理及び交付金の弾力的な活用は、以下のとおりです。

事務処理

①「ひな形」の使用等による書類作成

<u>「ひな形」</u>を活用すれば、<u>該当項目をチェック</u>したり必要最低限の事項を記入することで書類作成が出来ます。

②経理区分の一本化

金銭出納簿の経理区分について、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)で分けていましたが、平成29年度から一本化することが可能になりました。

交付金の弾力的な活用

①地方裁量による地域実態に即した取組内容の追加

実施要綱に基づく基本方針の取組内容を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定めて実施できます。

②必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

必須活動(活動計画書に定められた活動)の実施を前提に、<u>農地維持支払による資源向上支払(共同)及び資源向上支払(長寿命化)の対象活動の実施や、資源向上支払(共同)による農地維持支払及び資源向上支払(長寿命化)の対象活動の実施が可能です。</u>

ただし、<u>資源向上支払(長寿命化)による農地維持支払や資源向上支払(共同)</u>の対象活動は実施できません。

多面的機能支払交付金に関するQ&A (1/2)

- (Q1)5年間以上活動を実施した農用地について、資源向上支払(共同)の単価が 75%になるのはどうしてですか。
- (A) 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区については、本制度の活用による活動が定着し、効率的な実施が考えられることから、資源向上支払(共同)の交付単価を基本単価の75%とすることとしております。なお、農地維持支払については、基本単価の補正を行うこととはしておりません。
- (Q2) 新たに活動を立ち上げる場合、いつの時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。
- (A)活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q3) 交付金はいつ交付されるのでしょうか。

(A) 松阪市から事業計画の認定を受けた後、松阪市に対して交付申請をしていただくこととなります。その後、三重県、松阪市を通じてできるだけ速やかに活動組織に交付するよう努めています。

(Q4)活動組織の行う業務を農業団体等に委託できるのでしょうか。

- (A)活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える活動組織以外の者に委託することができます。
- (Q5) 新たに資源向上支払(長寿命化)の交付を受ける活動組織(広域活動組織除く) 年交付額の算定方法を教えてください。
- (A) 例えば、広域活動組織の規模(P3)を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織については、基本単価の5/6に対象農用地面積を乗じた額、又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額のいずれか小さい額が年交付額の上限になります。

多面的機能支払交付金に関するQ&A (2/2)

- (Q6) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。
- (A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。中山間地域等直接支払交付金は、協定に基づき個人へ配布することも可能ですが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払交付金の活動を実施した後にも、なお不足が生じた際に追加で活動を実施することや多面的機能支払交付金を充てた活動とは別の活動(農作業用機械の共同購入等)へ充当していただく必要があります。
- (Q7) 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払交付金に取り組むためには、どのような工夫が必要でしょうか。
- (A) 農地維持支払は、農業者のみの活動組織でも取り組め、農村環境保全活動の 実施を必要としないなど、畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯においても取 り組みやすい制度となっています。こうした地域おいても、例えば農道、排 水路や獣害防護柵の管理といった活動を行っている事例もあり、地域の実情 に応じた活動に取り組んでいただきたいと考えています。
- (Q8)活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。
- (A)活動計画書に定められた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画(原則5年間)の認定年度に遡って変換して頂くことになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由(農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等が)認められる場合は、交付金の返還を免除しています。
- (Q9) 甚大な自然災害が発生した場合、多面的機能支払交付金を活用して、農地周 りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動に取り組めますか。
- (A) 激甚災害など甚大な自然災害が発生し、活動計画書に定められた活動に取り組むことが困難な場合、地方農政局長等の承認を受け、活動要件の特例として、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。

9. 問い合わせ先

• 本庁管内 • • • 市役所産業文化部農村整備課

住所: 〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

電話:0598-53-4128

• 嬉野 • 三雲管内 • • 北部農林水産事務所

住所: 〒515-2324 松阪市嬉野町1434番地

電話: 0598-48-3818

• 飯南 • 飯高管内 • • • 西部農林水産事務所

住所: 〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地

電話: 0598-46-7114